美馬市監査委員告示第３号

令和５年度財政援助団体等に対する監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により令和５年度財政援助団体等に対する監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和５年１２月６日

美馬市監査委員　喜多　輝光

美馬市監査委員　都築　正文

財政援助団体等に対する監査結果報告書

地方自治法第１９９条第７項の規定による財政援助団体等に対する監査の結果は、次のとおりである。

１　監査の対象

（１）財政援助団体等に対する監査

団　体　名	施　　設　　名	所　管　課
公益社団法人 美馬市シルバー人材センター	○美馬市都市公園（新町公園） ・多目的体育館及びテニスコート ・温水利用型運動施設 ○美馬市シルバー人材センター 運営事業補助金	教育委員会事務局 地域学習推進課 経済部 企業応援課

２　監査の期日

令和５年１１月２７日（月）

３　監査の方法

監査の対象となる団体及び各所管課から提出された監査資料に基づき、関係者等から事情を聴取し、令和４年度の金銭出納、事業運営状況及びその他の事務の執行について監査を行った。

４　監査の結果

(要望事項)

団体においては、ミライズ新ホールの整備に伴う多目的体育館の利用者減少や、定年延長に伴う会員の高齢化及び新規会員の減少等、非常に厳しい状況下にあると思われるが、引き続き事業の推進と管理施設の利用促進に努めて頂きたい。

所管課においては、指定管理者制度や補助金事業の主旨に沿って、団体への適切な指導・監督に努めていただきたい。